

不燃化推進特定整備地区
整備プログラム

【江戸川区】

平井二丁目付近地区

令和3年3月

第1回変更認定 令和4年2月

第2回変更認定 令和6年2月

江戸川区

1 整備目標・方針

地区名	平井二丁目付近地区					
位置	江戸川区平井一丁目の一部、平井二丁目及び小松川三丁目の一部			面積(ha)	28.6ha	
地区の現況・課題	<p>【現況】 平井二丁目付近地区(以下「当地区」という。)は、老朽化した木造建築物が集積する地域を抱え、道路幅員4m未満の狭隘道路が多く、震災時の避難や消防活動に課題を有する地区である。 当地区の全建物棟のうち木造・防火造が6割を占める。道路に関しては、補助120号線、放射15号線が整備済みであり、地区全体が道路幅員8m以上の道路で囲まれているが、内部では6m以上の主要道路のネットワーク形成が不十分であるなど課題を抱えている。また、幅員4m未満の狭隘道路に接道する宅地が多く、災害時の人的被害の危険性が高いと考えられる。 また、当地区は、東京都の「防災都市づくり推進計画」の「整備地域」に位置付けられており、江戸川区まちづくり基本プラン(都市計画マスタープラン)においても、「密集市街地の改善を図り、必要な基盤施設を整備し、一般住宅地を形成する。」こととしており、防災性の向上が求められている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の建物の約6割を占める老朽化した木造・防火造の建替えが進まない。 ・幅員4m未満の行き止まりの狭隘道路が多く、内部の幅員6m以上の道路とネットワークを形成していない。 ・幅員4m未満の狭隘道路に接道する宅地が数多く存在する。 	町丁目	面積(ha)	地域危険度(第8回)		
				倒壊	火災	総合
		平井一丁目の一部	5.4ha	4	4	4
		平井二丁目の一部	21.1ha	4	5	5
		小松川三丁目の一部	2.1ha	1	1	1
		計	28.6ha			
これまでの防災都市づくりの主な取組		新たな取組				
<p>(コア事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助144号線沿道都市防災不燃化事業 ・不燃化更新促進事業 <p>(コア事業以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路補助144号線の整備 ・住宅市街地総合整備事業 ・老朽建築物除却支援 ・戸建建替え支援 ・共同住宅等の不燃化促進 ・高齢者世帯等の住替え支援 		<p>(コア事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(特定整備路線) 補助第144号線の整備と一体的に進める沿道まちづくり ・不燃化更新促進事業 <p>(コア事業以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助144号線の整備 ・拡幅路線の整備 ・公園・広場等の整備 				
整備目標・方針						
<p>1 整備目標: 燃えにくい、燃え広がりにくい災害に強いまちを目標に、コア事業、密集事業及び不燃化更新支援制度の活用により不燃領域率の向上を目指す。</p> <p>2 整備方針:</p> <p>(1)延焼遮断帯の形成 →特定整備路線に指定された補助144号線の整備と併せ、沿道での都市防災不燃化促進事業を導入することにより、延焼遮断帯を形成することで、災害時の延焼に対する防災性の向上を図る。</p> <p>(2)避難路、一時避難場所の確保 →住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)により、道路幅員6mの道路ネットワークの形成及び一時避難地となる公園・広場を充実させることにより、災害時の避難や消防活動の課題の解消を図る。</p> <p>(3)地区全域の不燃化建替えの促進 適切な不燃化建替え時のルールのもと、相談体制の強化、各種支援策・制度を効率的に活用することで個々の木造住宅の建替えを促進し、地区全体の不燃化を図る。 ・新たな防火規制・地区計画・特定防災街区整備地区による不燃化建替えの誘導 ・不燃化更新促進事業の取組み ・全権利者への周知活動、地域の業会・団体等と連携した支援体制の整備、重点的取組地区における建替え支援策の展開</p>						
数値目標	現況	最終	備考			
不燃領域率	62.8%	70.4%	現況:令和元年度末 最終:令和7年度末			

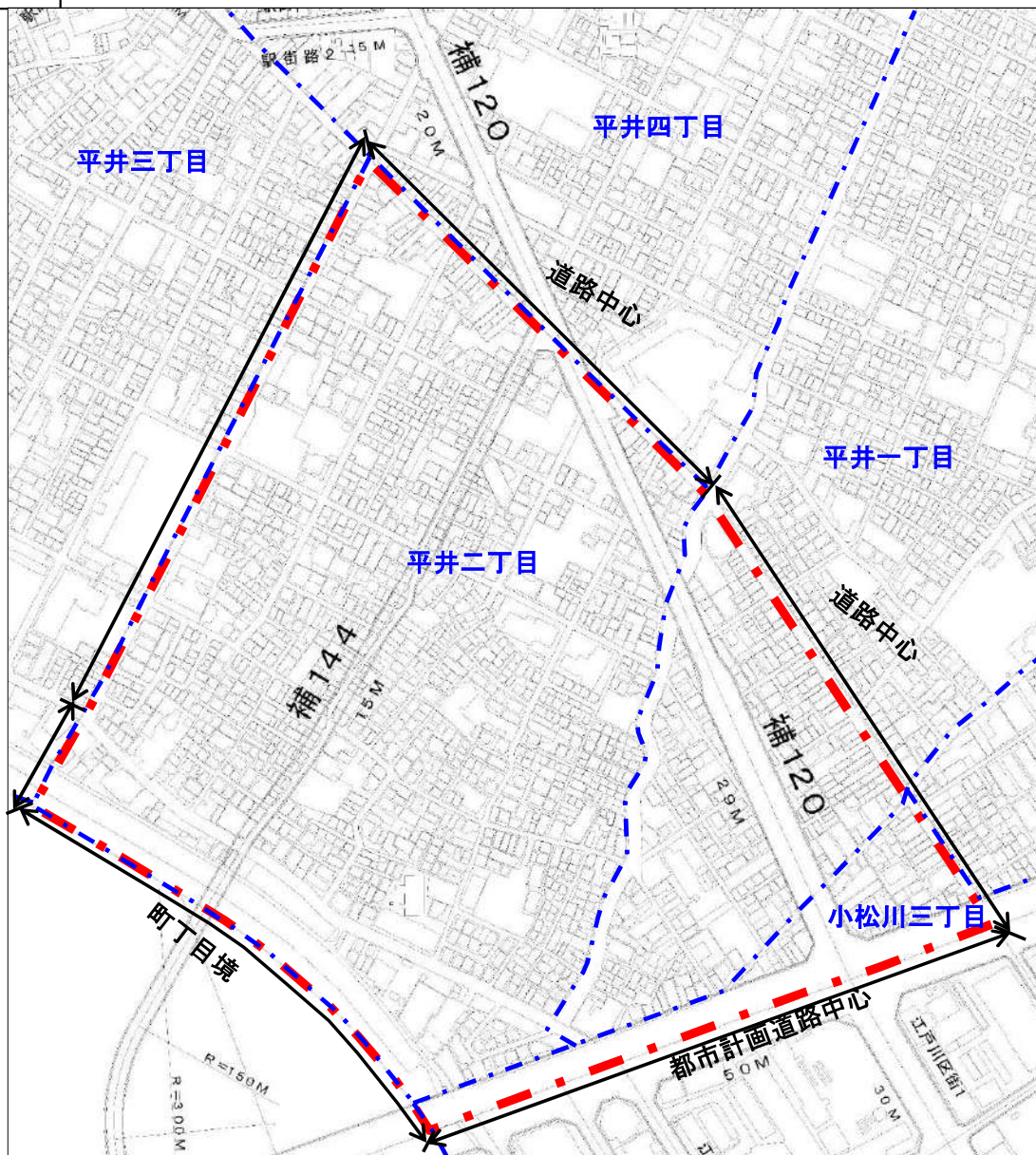
2 地区内での取組



事業番号	事業項目	事業概要	事業手法 (●:東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱第14条第1項に定める支援策)	事業主体	事業規模	事業の進捗状況	備考
コア事業	A-1 (特定整備路線)補助第144号線の整備と一体的に進める沿道まちづくり	・特定整備路線の整備と併せ、沿道の不燃化建替えを促進することで、延焼遮断帯を形成する。	【補助事業】都市防災不燃化促進事業	区	延長約521m 沿道30m	継続事業	
	A-2 不燃化更新促進事業	・実態調査、権利者の意向調査、事業・制度の周知を図るための訪問調査。 ・老朽建築物の除却・建替えを支援。	・戸別訪問 ●まちづくりコンサルタント派遣支援 ●老朽建築物除却等支援 ●共同建替え助成支援 ●戸建建替え助成支援 ●固定資産税及び都市計画税の減免	区	地区全域28.6ha	継続事業	
コア事業以外の事業	B-1 補助144号線の整備	・特定整備路線の早期整備を図る。	【補助事業】都市計画街路事業	都	延長約521m 沿道15m	継続事業	
	B-2 拡幅路線の整備	・拡幅路線の早期整備を図る。	【補助事業】住宅市街地総合整備事業 【補助事業】木造住宅密集地域整備事業 ●無接道敷地等対策コーディネーター派遣支援 ●用地折衝派遣支援 ●公園、緑地、広場等整備支援 ●公共施設転換用地取得支援 ●老朽建物除却後の土地管理用仮設費の助成等支援 ●固定資産税及び都市計画税の減免	区	地区全域28.6ha	継続事業	
	B-3 公園・広場等の整備	・公園の早期整備を図る。	【補助事業】住宅市街地総合整備事業 【補助事業】木造住宅密集地域整備事業 ●無接道敷地等対策コーディネーター派遣支援 ●用地折衝派遣支援 ●公園、緑地、広場等整備支援 ●公共施設転換用地取得支援 ●老朽建物除却後の土地管理用仮設費の助成等支援 ●固定資産税及び都市計画税の減免	区	地区全域28.6ha	継続事業	


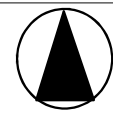
事業番号	規制誘導の手法	規制誘導の目的	規制誘導の内容	決定権者	規制誘導の範囲等	規制誘導の実施有無・進捗状況	備考
規制誘導策	C-1 平井二丁目付近地区地区計画	・道路・公園の整備計画を位置付ける事で、計画を担保する。 ・地区特性を踏まえたルールに基づく建替えを誘導する。	・地区施設の配置、建築物等の用途、建築物等の最高高さ、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限	区	地区全域約28.6ha	・平成28年11月決定	
	C-2 新防火規制	・防災性の向上	・地区内の準防火地域全域を指定	区	地区内の準防火地域全域約21.7ha	・平成27年3月告示	
	C-3 高度地区の変更	・補助144号線沿道での延焼遮断帯の形成	・建築物の高さの最低限度	区	補助144号線沿道30m	・平成27年8月告示	

3 区域図

江戸川区 平井二丁目付近地区



 不燃化推進特定整備地区
 町丁目境

4 整備方針図

江戸川区 平井二丁目付近地区

●コア事業における取組み

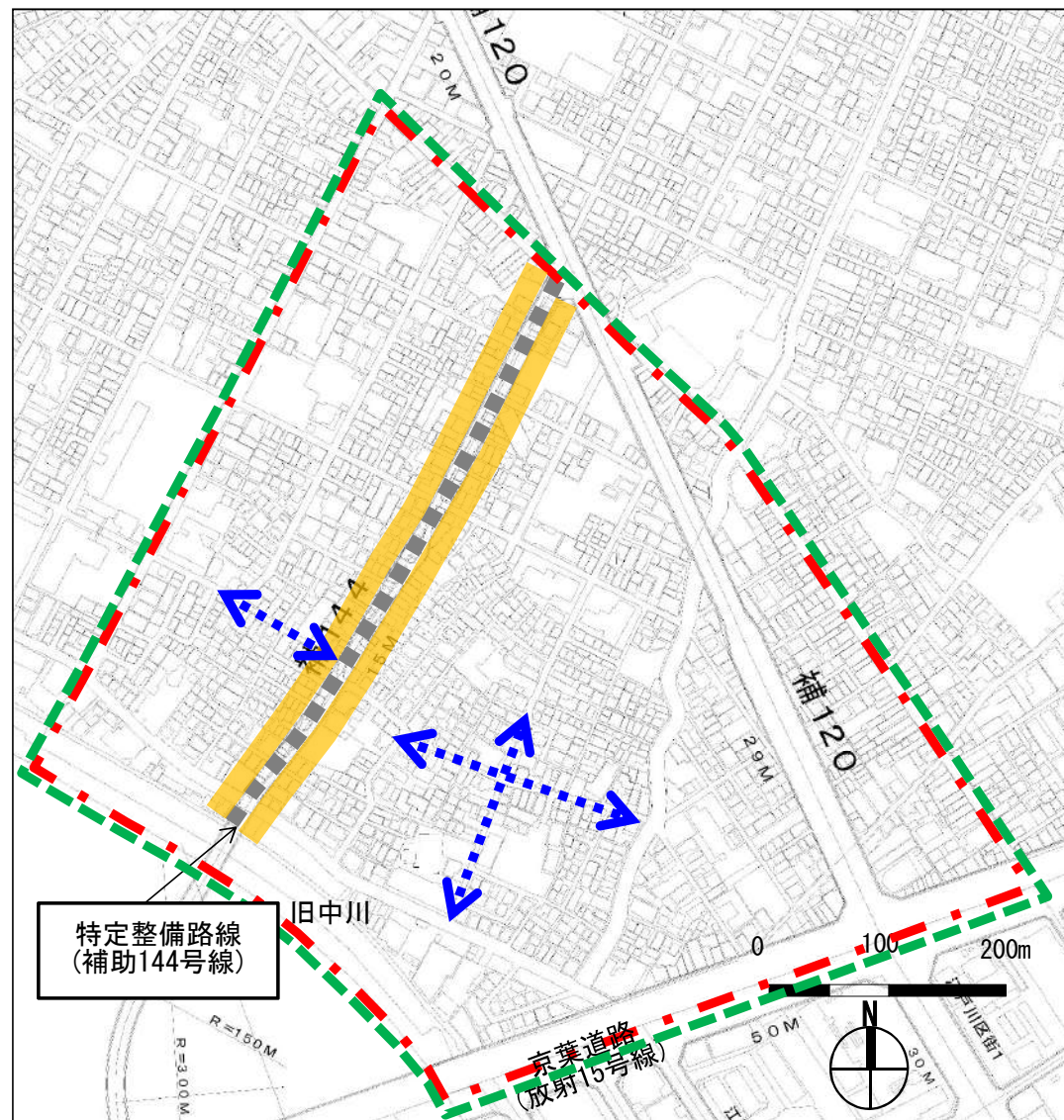
- ・都市防災不燃化促進事業による延焼遮断帯の形成
 - A-1 (特定整備路線) 補助第144号線の整備と一体的に進める沿道まちづくり
 - A-2 不燃化更新促進事業

●コア事業以外における取組み

- ・特定整備路線の整備による防災性の向上
 - B-1 補助144号線の整備
- ・防災生活道路の整備及び公園整備による避難路、一時避難場所の確保
 - B-2 拡幅路線の整備
 - B-3 公園・広場等の整備
- ・建替えの際のルール整備による計画の担保
 - C-1 平井二丁目付近地区地区計画
 - C-2 新防火規制
 - C-3 高度地区の変更

凡例

- 公共施設整備検討エリア
- 不燃化特区区域
- 特定整備路線
- 都市防災不燃化促進事業
- 密集事業拡幅路線



5 整備スケジュール

		事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
コア事業	A-1	(特定整備路線) 補助第144号線の整備と一体的に進める沿道まちづくり	事業						
	A-2	不燃化更新促進事業	事業						
コア事業以外の事業	B-1	補助144号線の整備	事業						
	B-2	拡幅路線の整備	事業						
	B-3	公園・広場等の整備	事業						
規制誘導策	C-1	平井二丁目付近地区地区計画策定	制度運用						
	C-2	新防火規制	制度運用						
	C-3	高度地区の変更	制度運用						

(注) 区以外の事業については参考スケジュールを示す。